

農林水産事業者のための

知的財産

ルールBOOK

まずは、
知ることから
はじめよう！

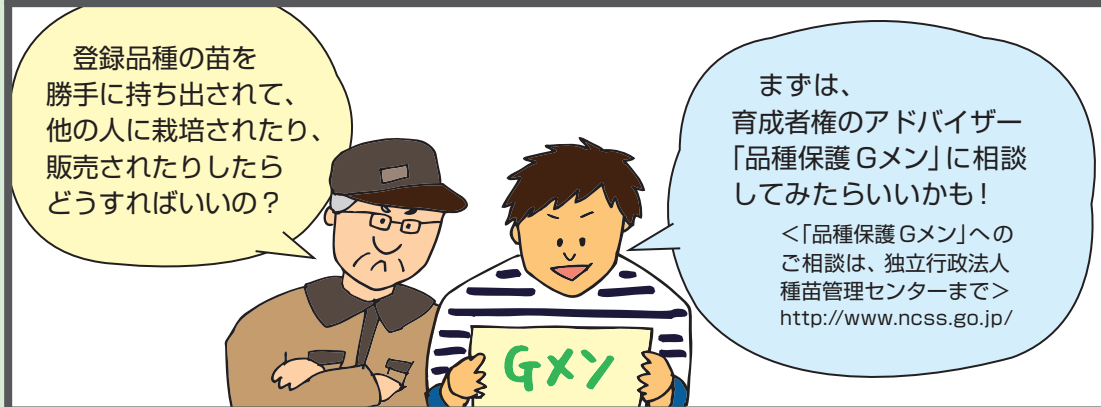


農林水産省

農業研修生 しん 伸くん

育成者権

植物新品種の育成者の権利を守る



育成者権とは

● 種苗法に基づいて一定期間、登録した
新品種を独占的に利用できる権利

一口メモ

品種登録後、最長
25年(果樹などは30
年)権利保護されま
す。登録料の支払い
がなければ権利はな
くなります。

こんないいこと!

権利者には登録品種の生産や販売に関する独占権が与えられるので、自分だけでその登録品種の種苗の生産や販売をして利益を得たり、他人に生産・販売の許可をして利用料を得たりすることができます。

注意しよう!

登録品種を権利者の許可なく生産・販売した場合は、販売中止や損害賠償を求められたり、刑罰が科せられる場合があります。

商標権

企業や商品の「名前」「ロゴマーク」を保護し、信用を培う

僕たちが商品を購入したり、サービスを利用して、満足した時に、また次も同じものを利用したいと考えるよね。そんな時、メーカーやブランド名などのマークや名前を目印にすることがありますね。

この目印となる、マーク(図形や記号など)や名前のことを「商標」というんだ。



商標権とは

● 商標法に基づいて登録した商標を独占的に使用できる権利

おかあさん、いつも買う牛乳には、このマークがついているね。どうしてなの？

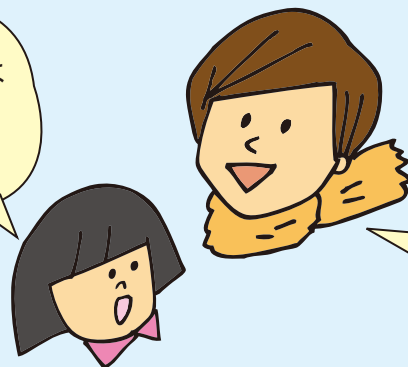


そうね、そのマークがついていると「あの会社のものだから、いいもの!」と思ってお買い物をしているわ。お母さんにとっては、「安心・信頼マーク」なの。

一口メモ

特許庁に商標登録出願し、審査が通ったら、そのマークは10年間権利保護されます。また、更新することで半永久的な権利を持つことができます。商標更新料の支払いがなければ権利はなくなります。

このマークは他の会社は、使えないの？



特許庁に商標を登録しているものは、他の会社は使ってはいけないのよ。

こんないいこと!

この権利は、更新することにより、ずっと使うことができます。この商標を使いながら、一定の品質の商品やサービスを提供し続けることによって、商品や会社への信頼・信用が得られます。

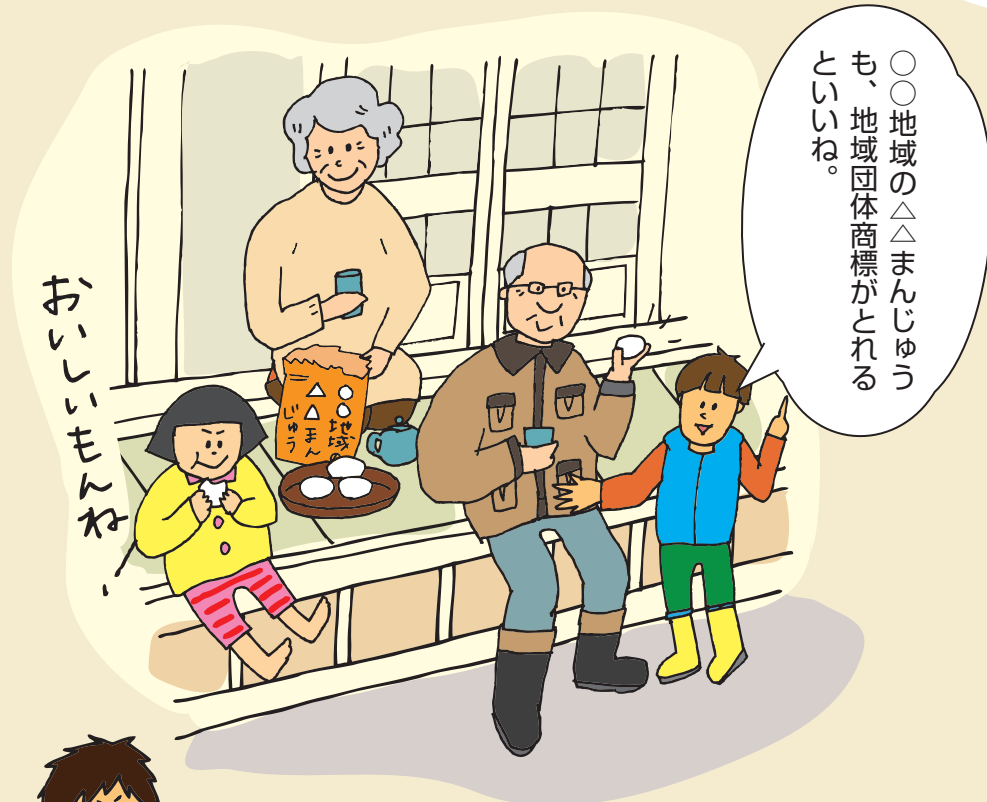
注意しよう!

他の人の登録商標をマネすると、損害賠償を求められることがあります。商品に名前を付けたり、マークを付けたりする前には、似たような登録商標がないか、調べておきましょう。

地域団体商標制度

地域経済活性化を
支援するためのツール

「地域団体商標」は、地場産業や地域の農作物のブランド化を支援するために、平成18年に新しく作られた制度です。「地域団体商標」の登録は、「地域ブランド」や「地名」を全国的にアピールして、地域のイメージを高めるチャンスです。



地域団体商標とは

- 商標法に基づいて、登録された地域ブランド名（地域名+商品名）を独占的に使用できる権利
- 農協や漁協などの組合限定の商標権



「地域団体商標」は、「地域名」+「商品名」の文字だけの組合せで、登録はできるんだけど、「地域名」と商品の生産地や製造地とのつながりが必要となるので、よく注意しなくてははいけません。

地域ブランドの例

1. たっこにんにく (田子町農協)

青森県 田子(たっこ)町の「たっこにんにく」にんにくの品種を絞り、「品質」を重視で、日本一のブランドにんにく!



地域ブランドの例

2. 関あじ・関さば (大分県漁協佐賀関支店)

大分県佐賀関(さかのせき)地域の「関あじ・関さば」品質を保つための創意工夫、努力で、全国が認める高級魚!



こんないいこと!

Good!

地域団体商標をとって、統一したブランド名を使うことによって、地域の商品やサービスを、他地域のものと差別化し、「ニセモノ」から守ります。

一口メモ

地域団体商標を取得したら、栽培や出荷基準、品質管理基準等により、地域ブランドの管理をしっかりしていきましょう。

特許権

発明やアイデアを保護



特許権とは

- 特許法に基づいて一定の期間
発明者が発明技術を独占的に実施できる権利

一口メモ

特許権を取るには、特許庁に出願後、審査請求（出願後3年以内）を行う必要があります。審査が通ったら、出願から最長20年権利保護されます。特許料の支払いがなければ権利はなくなります。

こんないいこと！

特許権を取ると、そのアイデアや技術を自分だけで自由に使うことができます。その特許権を使って、自分で商品の製造や販売をすることもできるし、この特許権の利用を他人に許可して、特許使用料（ライセンス料）をもらうこともできます。

注意しよう！

特許は、先に出願した人に与えられますから、新しいアイデアや技術はいち早く出願することが大切です。特許出願前に、その内容を公表してしまうと、特許権がとれなくなるので、出願するまでは、他人に情報を漏らさないように注意しましょう。

「知的財産」を活用し、 世界に誇ることできる 「日本の農林水産業」を 目指しましょう。

日本の農林水産物・食品は、「高品質」「高付加価値」「安心・安全」という良いイメージがあり、その技術力・開発力についても国際的に高く評価されています。

だからこそ、「日本の農林水産分野」の高い技術力・開発力や、農林水産物・食品のブランド力などを「知的財産」として保護し、活用していくことが、日本の産業活性化につながると期待されています。

「知的財産」を積極的に活用し、世界に誇ることできる「日本の農林水産業」を目指しましょう。



もっと詳しく知りたい方へ

ホームページ紹介

- ・農林水産省知的財産・地域ブランドホームページ <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/>
- ・農林水産知的財産ネットワーク <http://www.aff-chizai.net/>
- ・食と農林水産業の地域ブランド協議会 <http://www.syoku-brand.com/>
- ・品種登録ホームページ(登録品種の検索) <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>
- ・特許電子図書館(商標・特許・実用新案の検索) <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

書籍紹介

- ・よくわかる農林水産業の知的財産権(農林水産分野知的財産研究会 編著) ぎょうせい
- ・農林水産事業者のための知的財産法入門(松本好史他 編著) 経済産業調査会



農林水産省
知的財産・
地域ブランド
ホームページ

社団法人 農林水産先端技術産業振興センター (略称STAFF)

Society for Techno-innovation of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13三會堂ビル7階 TEL.03-3586-8644 FAX.03-3586-8277

STAFFホームページ <http://web.staff.or.jp/>

デザイン企画：(株)パーティ・フー